

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
281101066	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	下請代金の支払遅延の禁止に対する緩和	<p>【具体的な内容】 下請代金支払遅延等防止法の第4条第1項第2号の緩和</p> <p>【提案理由】 現在、当社から要求している納期が来月以降であったとしても、下請事業者から当月に納入された場合、「物品等を受領した日から起算して60日以内に下請代金を支払う」という考え方の下、処置を行っている。これでは親事業者のキャッシュフローが悪化するので、緩和を希望する。</p>	(公社)関西経済連合会	公正取引委員会	下請代金支払遅延等防止法第4条第1項第2号では、親事業者が下請事業者に対し製造委託等をした場合に、下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないことを親事業者の禁止行為としています。 また、「支払猶予」は、同法第2条の2において、親事業者が下請事業者の物品等を受領した日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならないとされています。	下請代金支払遅延等防止法	現行制度下で対応可能		下請代金支払遅延等防止法においては、原則として納品された時点が受領した日となりますが、親事業者と下請事業者の間であらかじめ納期を定めていた場合において、下請事業者の要請に応じて納期前に受領を求められた物品等について、これを仮受領として受け取り、あらかじめ定めていた納期を受領した日とすることは差し支えないとして運用されています。	
281117002	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	<p>【具体的な内容】 ・独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方(以下、ガイドライン)」の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお願いするもの。</p> <p>・独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合計1%以内)。</p> <p>・一方で、当該規制を遵守する株式に係る議決権は、信託法等の法律に則り信託の目的に従つて受益者の利益のために行使されるもので、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力の過度の集中および競争上の問題の発生のおそれはない。</p> <p>・一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定で部門の分離を図っているにかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけではなく、発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負荷、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。</p> <p>・また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られない。信託銀行が信託勘定で運用する株式について範囲がないタイミングでの分離を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要となるない範囲内の株式の取得にとどめる。すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の最大化を図ることの障害にならない。</p> <p>・昨年度においては、認可手続きによる事務運営上の不明瞭な点を明確化いただきなど、信託銀行の事務負担軽減に向けた取り組みを行っていたいるが、上述の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から抜本的に除外していただきたい。</p>	(公社)信託協会	公正取引委員会	独占禁止法第11条では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその認可主の議決権の5%(保険業を営む会社にあっては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得することによる議決権の保有等(信託勘定での議決権の保有)については、同項の適用が除外されています。  同項第2項では、第1項第3号の場合にあっては、信託銀行が認可者又は受益者から指団を受け議決権行使ができるような場合に限り、他の国内の会社の議決権をその認可主の議決権の5%を超えて有することとなる日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするとき、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならぬとされています。 この制限を超過する信託勘定での議決権の保有は、認可制度の運用において、信託勘定で保有する議決権が銀行勘定で保有するものとは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること等の要件を満たせば、期限を付さず認められます。	独占禁止法第11条	対応不可		信託勘定で保有する議決権について、信託法等の法令に則り受益者の利益のために行使するとの点については、信託銀行が自己的意思に基づき行使することができるには違いがない。受益者の利益に反する行使が制限されることがあるにすぎません。また、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではありません。独占禁止法第11条による信託勘定での議決権保有の規制の根拠は、信託銀行が自己的意思に基づき議決権を行使することができます。信託銀行が事業会社と絆び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無は、認可制度を通じて審査される必要があります。 他方、信託勘定で保有することと銀行勘定で保有するとの差異については、認可制度の運用において斟酌されています。具体的には、信託財産で保有する議決権について、銀行勘定で保有するものは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされている等の要件を満たせば、5%を超える議決権の保有は期限を付さず認められています。こうした認可制度の運用における要件等は要望等を踏まえて大幅に緩和されたところです(平成26年4月)。	
281129047	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	下請代金支払遅延等防止法について	<p>【具体的な内容】 ・上場会社の完全子会社(100%出資)が下請事業者となる場合は、下請代金支払遅延等防止法の適用除外とすること。</p> <p>【提案理由】 ・「下請代金支払遅延等防止法は、資本金規模のみで「親事業者」と「下請事業者」としているが、例えば、メインテンナンス・リースを行なう場合に、リース物件のメーカーが上場会社で、当該完全子会社が物のメインテナナンスを行なう場合、現状では、リース会社と当該完全子会社間の保守委託契約が下請代金支払遅延等防止法の対象となる。</p> <p>・上場会社と当該完全子会社は、実質的に一体であり、上記の場合、優越的地位の濫用の懸念がないことから、下請代金支払遅延等防止法の適用除外とすること。</p>	(公社)リース事業協会	公正取引委員会	下請法第2条第7項から同条第9項では、取引を委託する事業者の資本金、受注する事業者の資本金等によって、「親事業者」、「下請事業者」を定義しています。取引の内容に応じて規定されている資本金区分に該当する場合、その取引は下請取引となります。	下請代金支払遅延等防止法	対応不可		下請法は、優越的地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を簡易・迅速に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の補足法として制定されたものです。 下請法は、当事者間の実質的な優越関係の判断をすることなく、資本金によって形式的に「優越的地位」を認定した上で、下請事業者に不利に不利益を与える行為を迅速に規制する法律規制となつてあります。下請事業者の資本関係等を理由に個別に優越性を判断することは、下請法制定の趣旨を没却することとなり適当ではありません。 したがって措置は困難です。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○: 再検討が必要(◎に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281219001	28年12月19日	29年1月16日	29年1月31日	独占禁止法第9条(一般集中規制)の廃止	<p><b>【具体的な内容】</b> 独占禁止法第9条(一般集中規制)については、人口減少という局面を迎えるわが国において、企業の未来への投資・生産性革命につながる活動を過度に制限・萎縮等させるものであり、廃止すべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b> (a)法第9条では、事業支配力が特定の企業グループに対して過度に集中することを規制している(一般集中規制)。</p> <p>(b)昨今、経済のグローバル化が急速に進み、日本国内の市場においても海外企業が参入して競争が促進されるなど、特定の国内企業グループが過度に集中することにより、支配力を有するような状況ではなくなりつつある。加えて、わが国は「総人口・生産年齢人口の減少」という局面を迎え、大企業であっても市場の変化に対応しながら、事業構造や事業領域を再構築していく必要に迫られている。 しかし、日本市場での規模のみに着目して規制を課す一般集中規制により、既存事業分野の売上げや事業会社の資本が基準以下でならない限り、新規分野で競争力を持つことができない弊害が生じている。環境の変化に応じて新しい分野へチャレンジし、事業構造を変えていくとする企業にとって、当該規制は足かせとなり、ネックが大きくなっています。 平成27年3月31日公表の公正取引委員会「独占禁止法第9条に基づく一般集中規制が廃止された場合に実際に得る現実的な弊害について」に対する「市場集中規制等、独占禁止法の他の規制により適切に監視を旨を年度ごとに示したところであるが、公取委の回答は、市場集中規制や行為規制の規制基準に達しない場合でも日本国内の競争にゆがみが生じる場合があるとの見解を、具体的な想定例を踏まえて示さずであります。具体的な弊害が生じるとは考え難い。 また、同様に公取委の回答として、9条ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに法第9条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではないとの見解が示されていますが、本規制が存在することそれ自体により、事業者内における規制抵触可能性の検証や、公取委への事前相談が必要となるなど、事業者の事業活動に制限が加えられていることは事実である。</p> <p>(c)したがって、人口減少社会において、日本企業が生き残りをかけた「未来への投資・生産性革命」を実現していくためにも、日本市場での規模のみに着目して規制を課す一般集中規制は、廃止すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会  公正取引委員会	独占禁止法第9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となることを規制しています。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に開港性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいいます。	独占禁止法第9条  対応不可	独占禁止法第9条が規制する事業支配力の過度集中については、これにより、総合的な事業能力の格差の拡大、協調関係の形成やその関係の他市場への波及、相互取引(互恵取引)、排他的な取引関係の形成等が引き起こされる場合や、金融と商工業が結び合った結果、競争上の問題が広範に生じる場合にあれば、このような場合には、①事業者の市場への自由な参入が阻害される。②取引先の選択や取引条件の設定についての事業者の自由かつ自主的な事業活動が制約される。③価格、品質、サービスを中心とした公正な競争が妨げられるなどの弊害が生じ、市場メカニズムの機能が妨げられ、この結果、競争にゆがみが生じるおそれがあります。同条の規制が廃止された場合、独占禁止法第10条等の市場集中規制や同法第3条、第19条等の行為規制の規制基準に達しないものの事業支配力の過度集中が生じ、それが問題となつた場合であっても、そのような事態に有効に対応する手段が無くなることから、引き続き、同法第9条を維持し、我が国における事業支配力の過度集中について監視していく必要があると考えられます。 なお、国内の競争にゆがみが生じる場合の例は別途公表しています(平成27年3月31日)。また、新たな会社の買収等に当たって公正取引委員会への事前相談が義務付けられているものではありません。			
281219002	28年12月19日	29年1月16日	29年1月31日	独占禁止法第9条(一般集中規制)及び9条ガイドラインの改正	<p><b>【具体的な内容】</b> 独占禁止法第9条4項及び9条ガイドラインの基準について、主要な事業分野の業種について、一律に日本標準産業分類3桁分類を使用するだけではなく、業種によっては2桁分類の使用も認めるなど、実態に合った報告とすべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b> (a) ①法第9条4項では、総資産額が一定の金額を超える場合、「毎事業年度終了の日から3月以内」に報告することを定めている。 ②9条ガイドラインでは、「主要な事業分野」の業種について、日本標準産業分類3桁分類を使用するだけではなく、業種によっては2桁分類の使用も認めるなど、実態に合った報告とすべきである。 ③9条ガイドライン上の「大規模な会社」の該当判断の基準を、一律的なな総資産額から事業分野ごとの基準とし、実態に合った報告とすべきである。</p> <p>(b) ①昨年度の要望に対する公取委の回答として、「これまでの措置は困難」との見解が示されているが、企業による報告負担のより一層の軽減余地はあると考えられる。法第9条4項に基づく報告につき、子会社等における売上再集計作業や数値精査作業は依然として大きな負担となっている。 ②日本標準産業分類は数年に一度しか更新されず、その間に生じた市場の融合や技術革新等により、売上の仕分けが困難なケースが多発している(例:情報サービス業におけるクラウドサービス収入等)。そのような業界においては2桁分類による報告を認めるにによって、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。 ③(2)と同様、ガイドラインの基準により事業者の事業活動に制限が加えられている。事業形態により必要な資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではない。仮に資産規模による基準を維持するとしても、例えば一律的なな総資産額から事業分野ごとの基準とする等によって、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。</p> <p>(c) ①対象会社の報告にかかる過度な負担を軽減できる。 ②公取委が主要な事業分野に関する評価を行う際に、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。 ③実態に即した基準により、新規事業への進出や事業の多角化など、企業活動の活性化が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会  公正取引委員会	独占禁止法第9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となることを規制しています。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に開港性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいいます。	独占禁止法第9条  対応不可	提案者の要望内容も踏まえて、「私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」を改正し、平成27年4月1日から施行したことです。当該規制改正により、報告に要する作業負担は大幅に軽減されたものと考えます。このため、これまでの見直しへは措置困難です。また、同年3月31日公表のとおり、9条ガイドライン(「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」)の定める基準は同法第9条第3項が掲げる三つの会社グループの具体的な形態を示しているものであって、同ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに同法第9条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではありません。			

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○: 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281219003	28年12月19日	29年1月16日	29年1月16日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	<p>【具体的な内容】          独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合を除く。以下同じ)について、規制の対象から除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】          (a) 独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」ならびに「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内)。</p> <p>(b) この議決権保有規制については、平成26年4月1日付の公正取引委員会「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方(以下「ガイドライン」)」の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然として事務負荷および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残っている。</p> <p>信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令に則り信託の目的に従つて受益者の利益のために行使するものであり、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力の過度の集中および競争上の問題の発生のおそれはない。</p> <p>一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負荷、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。</p> <p>また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要となる範囲内の株式の取得にとどめる。すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の権利化を図ることの障壁になりかねない。</p> <p>(c) 要望が実現すれば、事務負荷の軽減および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会  公正取引委員会		独占禁止法第11条  対応不可	信託勘定で保有する議決権について、信託法等の法令に則り受益者の利益のために行使するとの点については、信託銀行が自身の意思に基づき行使できることには違いがないが、受益者の利益に反する行使が制限されることがあるにすぎません。また、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確立については、法令上、これが担保されているものではありません。独占禁止法第11条による信託勘定での議決権保有の規制の根拠は、信託銀行が自身の意思に基づき議決権を行使することができる点にあるところ、信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無は、認可制度を通じて審査される必要があります。	他方、信託勘定で保有することと銀行勘定で保有することの差異については、認可制度の運用において斟酌されています。具体的には、信託財産で保有する議決権について、銀行勘定で保有するものは別個に行われ、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされている等の要件を満たせば、5%を超える議決権の保有は期限を付さず認められています。こうした認可制度の運用における要件等は要望等を踏まえて大幅に緩和されたところです(平成26年4月)。		